

令和3年4月26日

利用者 各位

緊急事態宣言に伴う一時利用施設の使用制限について

平素は当センターをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、兵庫県に発令されました緊急事態宣言に伴い、一時利用施設の使用を下記のとおり制限させていただきます。

記

1. 多目的ホール・会議室等の利用について

緊急事態宣言発令中は、集客を伴う各種講習会やセミナーでの利用はできません。

なお、発令期間中の多目的ホールの新規受付を停止します。

2. キャンセル料について

令和3年4月25日から緊急事態宣言解除までの間、当宣言を理由としたキャンセルについては、キャンセル料は発生しません。

以上